

○奈良市更生支援に関する条例の制定について

1. 趣旨説明

罪に問われた者等（「再犯防止等の推進に関する法律」第2条第1項に規定する犯罪をした者等、被疑者、被告人等をいう。）が「再犯」を繰り返すことが多く、その原因とされる罪に問われた者等の社会的孤立が問題となっている。罪に問われた者等の多くが、定職、住居を確保できない等により、社会復帰が困難な状況にある。

市は、罪に問われた者等が更生を志し、地域社会の一員となりたいと望むものを受け入れ、誰も取り残さない社会の実現のため、条例を新たに定める。

2. 条例（案）の概要

- (1) 目的は、罪に問われた者等の円滑な社会復帰を促進しすべての市民が安全で安心して暮らせる誰ひとり取り残さない社会の実現に寄与すること。
- (2) 基本理念は、個々の特性に応じた総合的支援、自立した個人としての尊重、本人意思の尊重、必要な支援を「早期」「総合的」「継続的」に行うこと。
- (3) 市の責務は、関係機関等と連携し、罪に問われた者等の個々に抱える事情に応じて、必要な支援を総合的に行うための施策を策定し実施すること。
- (4) 関係機関等及び市民等は、罪に問われた者等のおかれた社会的状況について理解を深め更生支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- (5) 市は、更生支援相談窓口を設置し、罪に問われた者等やその身元引受人となる親族等、及びその支援者を孤立させないため、必要な制度を提供し、関係機関に結びつけるものとする。
- (6) 市は、罪に問われた者等に支援を行うときは個々の特性を十分に踏まえて行うものとする。
- (7) 市は、関係部局相互の緊密な連携及び各種支援の調整を図るために体制を整備し、関係機関等が情報共有や協議する場を設けるものとする。
- (8) 市は、罪の問われた者等の社会的排除の解消を目的として、更生支援に関する施策の重要性について市民等に理解・協力を得られるよう必要な施策を行い、また、民間の団体等の更生支援に関する活動の促進を図るため、必要な支援を行う。

3. 施行日は、令和3年4月1日とする。